

[illegible]

(裏 面)

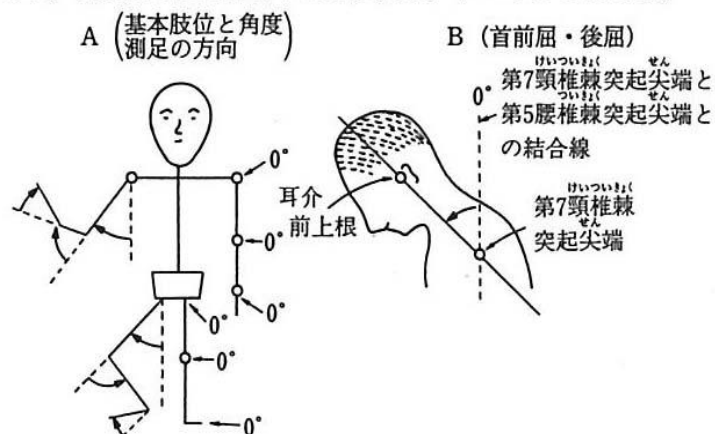
注意

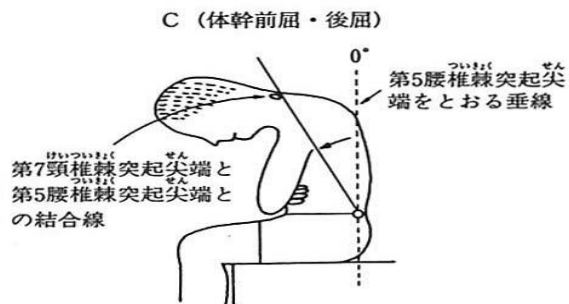
- 1 この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点があり
ますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片
をはり付けてそれに記入してください。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病につい
て初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本
人又はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明の場合には、その旨を記入
してください。
- 4 ⑨の欄は、次によつてください。
 - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
 - (2) 3の「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰より橈骨茎状突起まで、下肢長については、腸
骨前上棘より内果までの距離を測ってください。
 - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のものと思われる場合は、「その他」のところを○で囲んでく
ださい。
 - (4) 5及び8の「関節の可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位に
ついて、運動の方向別に解剖学的肢位を0°（前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°と
し、肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。）とした測定方法（昭和49年
6月日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法）により測定した最大
可動域を記入してください。

四肢の角度の測り方

例

- ア 自然起立姿勢で四肢関節がとる位置は、次のような角度になります。
肩関節0°、肘関節0°、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°(図A参
照)
- イ 四肢の運動角度は、図Aの ↘ の角度を記入してください。
- ウ 首・体幹の運動角度は、図B・Cの ↘ の角度を記入してください。
なお、自然起立位で体幹がとる位置は、すべて0°とします。





(5) 8の筋力の程度を表す具体的な「程度」は次のとおりです。

- 正 常…… 検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
- やや減…… 検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合
- 半 減…… 検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合 (筋力テスト3)
- 著 減…… 自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合 (筋力テスト1又は2)
- 消 失…… いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合 (筋力テスト0)